

## 損害賠償等請求事件に関する訴訟上の和解について

### 1 経緯

- 令和元年 11 月 22 日、公正取引委員会が特定活性炭の販売業者に対し、地方公共団体が実施した特定活性炭の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）に違反する談合を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を発令した。

（違反事業者数：16 社、 該当施設：堤川浄水場を含む 126 施設、  
対象期間：平成 25 年 10 月～平成 29 年 2 月）

- 令和 3 年 9 月 3 日、青森市（企業局水道部）は、平成 27 年度及び平成 28 年度の入札における違反事業者である本町化学工業(株)、水 ing(株)及び(株)クラレに対し損害賠償請求を行った。
- 令和 5 年 3 月 30 日、損害賠償請求への履行がなされなかったため、青森市は損害賠償を求め  
る訴訟を青森地方裁判所に提起した。

対象年度	被告（本店所在地）	損害額	弁護士費用 相当額
H 2 7	本町化学工業(株)（東京都足立区中央本町 1-2-11） 水 ing(株)（東京都港区東新橋 1-9-2）	11,577,654 円	1,157,000 円
H 2 8	本町化学工業(株)（東京都足立区中央本町 1-2-11） (株)クラレ（岡山県倉敷市酒津 1621）	342,723 円	34,000 円

※及び遅延損害金

- 令和 5 年 9 月 7 日から令和 7 年 12 月 2 日まで 11 回に渡り、弁論準備手続きを行った。

### 2 和解の成立

- 令和 8 年 3 月 6 日、裁判所から和解条項案が提示され、5 月 22 日に被告・原告ともに和解を受諾し、訴訟上の和解が成立した。

・被告は、原告（青森市）に対し、本件解決金として 450 万円の支払義務があることを認める。

被 告	解決金
本町化学工業(株)	450 万円
水 ing(株)	450 万円